平成30年5月18日 第 3 9 9

α 目 次 **示**(第509号·第510号) ○「山の神々」等の販売代金の収納の事務の委託 (文化振興課) ………] ○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……2 ○落札者等の公示 (総務事務厚生課) ……2 ○競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ………2 ○一般競争入札の実施 (情報政策課) ……4 (総務事務厚生課) ……8 ○競争入札参加者の資格等 ○一般競争入札の実施 (情報政策課) ………10 ○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称変更 (生活衛生課) ………13 ○指定居宅サービス事業者の指定 (介護保険課) ……14 (介護保険課) ………16 ○指定居宅サービス事業者の廃止 ○指定介護予防サービス事業者の指定 (介護保険課) ………17 ○指定介護予防サービス事業者の廃止 (介護保険課) ………18 ○総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) ………18 ○大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ………18 18 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 Γ (中小企業振興課) ………19 30年 ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……20 ○国土調査法に基づく地籍調査事業計画 (農山漁村振興課) ……20 ○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……21

	○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	22
	○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	22
	○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	23
	○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	23
	○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	24
	○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	25
	○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	25
	○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	25
	○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	26
	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	26
	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	27
	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	27
	○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	27
	選挙管理委員会		
	○平成30年3月11日執行の福岡県議会議員補欠選挙	挙 (嘉麻市選挙区)	
	における公職の候補者の選挙運動に関する収支幸	報告書の要旨	
		(市町村支援課)	27
	雑 報		
	○平成30年度福岡県農業大学校研修科研修生の追加	11募集	
		(経営技術支援課)	30
ı			

福岡県告示第509号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、「山の神々 」、「柿右衛門」、「新羅王子がみた大宰府」、「全国高等学校考古名品展」及び「対 馬-遺宝にみる交流の足跡-」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条 第2項の規定により告示する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小 川 洋 岡市博多区東公園7番/岡市博多区奈良屋町3番 **価** 価

2 - 643 - 30282 - 262 - 5726

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

委託先	所在地	委託期間
株式会社オークコーポレ ーション	東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

福岡県告示第510号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業 要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準 用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年10月9日農林省告示第1425号(那珂川町大字五ケ山及び字美町に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称 人事給与システム運用保守業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県総務部総務事務厚生課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成30年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名

TIS株式会社 産業事業本部 流通サービスビジネス事業部 九州支社

(2) 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)39 204 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由 政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 モバイルワークシステムの賃貸借及び保守
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに

該当する者(特別の理由がある場合を除く。)

- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)
- カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 才 経営年数

- カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 社会保険等加入状況報告 (誓約) 書 (様式第10号) 及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇 用状況調査票(様式第4号)
- コ 営業概要表 (様式第5号)
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- シ 印刷業明細表 (印刷業のみ) (様式第7号)
- ス ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)

- セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ IS〇9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に あるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)
- テ 返信用封筒(392円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロ

- ードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年6月7日(木曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時(当該入札に係る仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を期限までに提出して確認を受けた者に限る。)まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成 31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 賃貸借契約の名称 モバイルワークシステムの賃貸借及び保守契約
- (2) 賃貸借物件の仕様等 モバイルワークシステムの賃貸借及び保守に係る調達仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間平成30年10月1日から平成35年9月30日まで(5年間の長期継続契約)
- (4) 履行場所 福岡県福岡市内のインターネットデータセンター
- 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先 福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手すること ができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資

格をいう。以下同じ。)

平成30年6月29日(金)現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	Ĩ	中分類	業種名	等級
05		02	機械器具(電気通信機器)	AΑ
13		07	サービス業種その他 (ソフトウェア開発)	AΑ
13		08	サービス業種その他(リース・レンタル)	A A

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- (5) 過去に100人以上が利用するリモートデスクトップシステムの構築及び運用を行った経験を有する者
- (6) 納入しようとする物品が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを申し立てる 仕様申立書を仕様申立書作成要領に従い作成し、平成30年6月25日(月)午後5時 00分までに、5の部局に提出し、県から書面で確認を受けている者
- 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県企画・地域振興部情報政策課情報基盤係(県庁行政棟6階) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3194 (ダイヤルイン)
- 6 契約条項を示す場所5の部局とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- 9 入札説明書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間

この公告の日から平成30年6月8日(金)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 交付場所 5の部局とする。
- 10 入札説明会
- (1) 日時

平成30年5月23日(水)午前11時00分から

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁行政棟9階 情報政策課ミーティングルーム

(3) 参加予定者報告書の提出

入札説明会への参加を希望する者は、平成30年5月22日(火)午後5時00分までに入札説明会参加予定者報告書を5の部局に電子メール又はファクシミリで提出すること。なお、提出後、5の部局に電話にて送達確認を行うこと。

11 入札参加申請書

入札に参加しようとするものは、以下の方法により、競争入札参加申請書を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 平成30年6月20日(水)午後5時00分
- (2) 提出場所 5の部局とする。
- (3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着。) で行う。

(4) その他

ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。

L

イ 入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を5の部局に提出すること。

12 仕様申立書

納入しようとする物品が、1の(2)に示した仕様を満たす物品であることの証明として、仕様申立書を以下のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

平成30年6月20日(水)午後5時00分

(2) 提出場所 5の部局とする。

(3) その他

ア 提出した仕様申立書について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

イ 平成30年6月25日(月)までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に 参加できないものとする。

13 入札書

(1) 提出期限 平成30年6月28日(木)午後5時00分

(2) 提出場所 5の部局とする。

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は 郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着。)により、次のとおり提出しなければな らない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「6月29日開封<モバイルワークシステムの賃貸借及び保守>に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「6月29日開封<モバイルワークシステムの賃貸借及び保守>に係る入札

書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

- ア 入札金額は、モバイルワークシステムの賃貸借及び保守に係る費用 (機器本体 (モバイル端末、ネットワーク機器、ソフトウェア等) リース料、閉域網ネット ワークの構築・利用料、システムの運用保守費用等) と県が用意するサーバの使 用料 (サーバ統合基盤使用料) を合計した5年間の総額とする。
- イ 入札書には、入札金額としてアに示した合計額を記入するとともに、内訳として「①モバイルワークシステムの賃貸借及び保守に係る費用」「②サーバ統合基盤に係る費用」を記入すること。ただし、「②サーバ統合基盤に係る費用」の額は、ウにより取得したサーバ統合基盤構築事業者のサーバ経費の回答と同額とすること。
- ウ 「サーバ統合基盤に係る費用の算定要領」に基づき、「サーバ要件一覧」及び 「必要サーバ一覧」を作成し、サーバ統合基盤事業者にサーバ経費について問い 合わせること。また、入札書に当該回答の写しを添付すること。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- オ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人(以下「入札者」とい う。)の名前を記載し、入札者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人(以下「代理人」という。)の名前を記載し、代理人の印鑑(私印)を押印すること。

- カ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- キ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

ク 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札 を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し 、又はこれを中止する場合がある。

14 開札

(1) 日時

平成30年6月29日(金)午前11時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階 情報政策課ミーティングルーム

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がない場合

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

- 15 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

入札金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(入札金額(税込み)の100分の5以上を 保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約(入札金額の1年分に相当する金額の2割超に相当する金額)を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

16 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、14の(4)により再度の入札を行う場合において、当該 無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が15の(1) に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (10) 入札金額の内訳が記入されていない入札
- (11) 入札金額の内訳の「②サーバ統合基盤に係る費用」に記載した金額が、入札書に 添付したサーバ統合基盤構築事業者によるサーバ経費の回答と異なる金額の入札

17 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

汨

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入 札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

18 納入検査

- (1) 落札者が本調達に関連して提出した書類内容は、仕様申立書とともに全て納入検査の対象とする。
- (2) 納入検査終了後、落札者が提出した書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求めることがある。
- 19 予定価格の事前公表 無

20 その他

- (1) 本調達における契約金額は、入札書内訳「①モバイルワークシステムの賃貸借及 び保守に係る費用」に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算し た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)と する。
- (2) 本調達では、納入期限をあらかじめ定めているため、県側の責による場合を除き、納入の延期は一切認められない。
- (3) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (4) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税 及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税(免税)事 業者届出書を提出すること。
- (5) この賃貸借契約は、世界貿易機構(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg,jp/)に掲載している。
- (6) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (7) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(8) その他、詳細は入札説明書による。

21 Summary

(1) Articles and Quantity

A Lease contract of the machinery for Mobile Work System and System Maintenance

(2) Period of Lease

From 1 October 2018 through 30 September 2023.

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

- (4) Time Limit of Tender 5:00 PM 28 June 2018
- (5) Contact Point for Notice

Information Policy Division,

Fukuoka Prefectural Office.

7-7, Higashikoen, Hakata-ku,

Fukuoka City, 812-8577,

Japan

TEL 092-643-3194

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。 平成30年5月18日

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 統合ヘルプデスク運用管理業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)
- カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率

- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇 用状況調査票(様式第4号)
- コ 営業概要表 (様式第5号)
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- シ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)

- ス ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に あるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)
- テ 返信用封筒(392円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.ip/)からダウンロ

- ードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年6月6日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競 争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成 31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける委託契約について、次のとおり一般競争入札に 付します。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称 統合ヘルプデスク運用管理業務委託
- (2) 契約内容及び特質等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成30年9月1日から36か月(3年間の長期継続契約)
- (4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画・地域振興部情報政策課

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規 定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示 第339号) | に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先 福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手すること ができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。)

平成30年6月28日(木)現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具(電気通信機器)	A A
13	04	サービス業種その他 (調査統計)	A A
13	07	サービス業種その他 (ソフトウェア開発)	A A

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- 5 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県企画・地域振興部情報政策課運用係(県庁行政棟6階) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3198 (ダイヤルイン)
- 6 契約条項を示す場所5の部局とする。
- 7 契約書作成の要否

要

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間

この公告の日から平成30年6月8日(金)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

- 10 入札説明会
- (1) 日時

平成30年5月24日(木)午前11時00分から

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁行政棟9階 情報政策課ミーティングルーム

(3) 参加予定者報告書の提出

入札説明会への参加を希望する者は、平成30年5月23日(水)までに入札説明会参加予定者報告書を5の部局に電子メール又はファクシミリで提出すること。なお、提出後、5の部局に電話にて送達確認を行うこと。

- 11 入札書
- (1) 提出期限

平成30年6月27日(水)午後5時00分

- (2) 提出場所 5の部局とする。
- (3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着。)により、次のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。また、県の休日には受領しない。

- ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「6月28日開封<統合ヘルプデスク運用管理業務委託>に係る入札書在中」と朱書きすること。
- イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「6月28日開封<統合ヘルプデスク運用管理業務委託>に係る入札書在中 | と朱書きすること。
- (4) 注意事項

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当 する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切 り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業 者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札 書に記載すること。
- イ 入札書の記名・押印は、本県に登録している代表者本人(以下「入札者」という。)の名前を記載し、入札者の印鑑を押印すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名・押印は当該委任状により委任された代理人(以下「代理人」という。)の名前を記載し、代理人の印鑑(私印)を押印すること。

- ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札 を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し 、又はこれを中止する場合がある。

12 開札

(1) 日時

平成30年6月28日 (木) 午前11時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階 情報政策課ミーティングルーム

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がない場合

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(入札金額(税込み)の100分の5以上を 保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約(入札金額の1年分に相当する金額の2割超に相当する金額)を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額と するもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- 14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、12(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1) に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 15 落札者の決定
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう ち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該 入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 16 予定価格の事前公表

無

- 17 その他
- (1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税(免税)事業者届出書を提出すること。
- (3) この調達契約は、世界貿易機構(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載している。
- (4) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他、 県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- The name of a contract matter
 Operations management outsourcing of integrated help desk
- (2) Time Limit of Tender 5:00 PM on June 27, 2018
- (3) Contact Point for the Notice

Information Policy Division, Policy Planning and Regional Development

Department, Fukuoka Prefectural Office 7-7, Higashikoen, Hakata-ku,

Fukuoka City, 812-8577, Japan.

TEL 092 - 643 - 3198

FAX 092-643-3121

公告

食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第16条(同令第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する都道府県知事の登録を受けた養成施設(以下「登録養成施設」という。)である福岡工業大学工学部生命環境科学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程について、その名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第20条第2号(同令第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき公示する。

平成30年5月18日

変更後の登録養成施設の名称	変更前の登録養成施設の名称	変更の日
福岡工業大学工学部生命環境化学科 食品衛生管理者及び食品衛生監視員 養成課程		平成 30 年 4 月 1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス 事業者の指定をしたので、同法第78条第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省 令第36号) 第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成30年5月18日

	A ==== A== #A			
サービス の種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
計 胆 企 灌	4071903962	ヘルパーステーション 翔心	- 合同会社翔心	H30. 4. 1
訪問介護 4071803862	4071003002	飯塚市長尾1310番地5	百円五江州心	пзо. 4. 1
	はーと・ほーぷヘルパー			
"	4072500715	大川市酒見96番地 1 セントラル陽光ビル301	NPO法人はーとへるぷ	H30. 4. 1
√ 40728013		中間中央ヘルパーステー ション		
	4072801378	中間市東中間二丁目18- 3 メゾンボーC 105号 室	株式会社ケアクリエイト	H30. 4. 1
40728013	4072801386	垣生リバーサイドヘルパー ステーション	株式会社ストーリア	H30. 4. 1
	1072001300	中間市垣生909-3		1100. 4. 1
		ケアステーション イー リス		
"	4073700819	筑紫郡那珂川町中原二丁 目7番地 那珂川レジデ ンス403号	株式会社Rinbow Luna	H30. 4. 1
	4074900301 ·	ヘルパーステーション まんてん	人同众社类工	H30. 4. 1
"		遠賀郡芦屋町芦屋155番地 2	· 合同会社満天	пои. 4. 1

訪問介護	4079400810	訪問介護ステーション 協同 田川郡福智町赤池521番地 48	- 株式会社ケイデイエス	H30. 4. 1
"	4071702148	ヘルパーステーション ひめりんご 直方市下新入1293番地 2	- 株式会社シャンティ	H30. 5. 1
"	4073101489	訪問介護事業所 まーくん 春日市平田台四丁目36番 地2 シティベール平田 台A101	合同会社さいくさ	H30. 5 . 1
"	4075100984	あすなろ岡垣ヘルパース テーション 遠賀郡岡垣町公園通り一 丁目13番1号	株式会社吉田エステイト	H30. 5. 1
"	4078400407	訪問介護 広川 八女郡広川町日吉1250- 1	有限会社ケースワーク	H30. 5. 1
訪問看護	4064490222	訪問看護ステーションメ ンタップ 大牟田市久福木22番地4	株式会社リカバリーサポ ート	H30. 4. 1
"	4065690242	訪問看護ステーションる・る・ル田川市伊田79番地1 MKハイツ伊田IC-10	株式会社る・る・ル	H30. 4. 1
"	4062590106	はーと・なう訪問看護ス テーション 大川市酒見96番地1 セ ントラル陽光ビル301	NPO法人は-とへるぷ	H30. 4. 1
"	4061690121	訪問看護ステーションあ さひ 春日市天神山三丁目108番 地 宮崎荘201号室	株式会社フライト	H30. 4. 1

92号		訪問看護	4060590074	はなえみ訪問看護ステー ション 福津市若木台四丁目13番 11号	・シースプリング株式会社	H30. 4. 1
第39		"	4060590082	福津訪問看護ステーション 福津市畦町440番地の8	- 合同会社ウェルネス	H30. 4 . 1
		"	4060690114	訪問看護センター阿部 宗像市日の里五丁目1番 地17	- 合同会社福岡在宅看護総 合センター	H30. 5 . 1
斑		"	4065790109	くおーれ訪問看護ステー ション 嘉麻市山野135番地137 コーポカトレアA号室	株式会社TANAKA	H30. 5 . 1
温		"	4060490333	すこやか 訪問看護ステ ーション 糟屋郡宇美町障子岳南二 丁目22番10号	株式会社ハート・ビート	H30. 5. 1
福岡	Ī	訪問リハ ビリテー ション	4076700410	サンビレッヂ朝日ヶ丘訪 問リハビリ 朝倉郡筑前町朝日568番地	社会福祉法人 朝老園	H30. 5. 1
III.	j	通所介護	4072801352	デイサービス えくぽ 中間市土手ノ内一丁目8 番45号	株式会社えくほ	H30. 4 . 1
18日 金曜		"	4072801360	垣生リバーサイドデイサ ービスセンター 中間市垣生909-3	株式会社ストーリア	H30. 4. 1
30年5月		"	4073001507	二日市温泉翔裕園デイサービス筑紫野市湯町一丁目15-25	社会福祉法人長寿の森	H30. 4 . 1
15 平成		"	4073800635	悠愛デイサービスセンタ ー お結び家 糟屋郡宇美町貴船二丁目 30番3号	ウェルビス悠愛株式会社	H30. 4. 1

通所介護	4074200629	デイサービス新宮宴 別館 糟屋郡新宮町緑ケ浜四丁 目17番12号	有限会社総合福祉サービ スアイル	H30. 4. 1
"	4073601025	つつみデイサービス 古賀市薦野1892 - 1	株式会社ビハラ	H30. 5 . 1
"	4073800643	みらいデイサービスセン ター 糟屋郡宇美町宇美一丁目 4番25号	- みらいサポート株式会社	H30. 5 . 1
"	4075100992	あすなろ岡垣デイサービスセンター 遠賀郡岡垣町公園通り一 丁目13番1号	- 株式会社吉田エステイト	H30. 5 . 1
"	4078400399	広川デイサービス ほっと 八女郡広川町日吉1250番 地1	- 有限会社ケースワーク	H30. 5 . 1
通所リハ ビリテー ション	4056180127	介護老人保健施設 すず らん 遠賀郡遠賀町木守字江の 上1189番地	医療法人健愛会健愛記念 病院	H30. 4. 1
短期入所 生活介護	4072500723	特別養護老人ホーム 木 もれ日苑 大川市中木室934番地	社会福祉法人 高邦福祉 会	H30. 4. 1
"	4073201438	特別養護老人ホーム悠生 園ユニット 大野城市中二丁目5番5 号	- 社会福祉法人悠生会	H30. 4. 1
"	4078700772	常照苑短期入所生活介護 みやま市高田町上楠田 1237	社会福祉法人 光輪会	H30. 4. 1
"	4073001515	ショートたんたん 筑紫野市美咲1023番地 2	社会福祉法人みらい	H30. 5. 1

短期入所 生活介護	4075400517	ショートステイ さくら 庵 鞍手郡鞍手町中山2226番 地1	株式会社リーベ介護サービス	H30. 5. 1
短期入所療養介護	4056180127	介護老人保健施設 すず らん 遠賀郡遠賀町木守字江の 上1189番地	医療法人健愛会健愛記念病院	H30. 4. 1
福祉用具貸与	4072601802	太陽シルバーサービス株 式会社 行橋営業所 行橋市流末1327番地	太陽シルバーサービス株 式会社	H30. 4. 1
"	4073700827	合同会社K-スタイル 筑紫郡那珂川町片縄北三 丁目11-31	合同会社K-スタイル	Н30. 4. 1
福祉用具販売	4072601802	太陽シルバーサービス株 式会社 行橋営業所 行橋市流末1327番地	太陽シルバーサービス株 式会社	H30. 4. 1
"	4073700827	合同会社K-スタイル 筑紫郡那珂川町片縄北三 丁目11-31	合同会社K-スタイル	H30. 4. 1

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス 事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号)第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成30年5月18日

サービス の種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
訪問介護	4073000046	筑紫農業協同組合「さくらんぽの会ヘルパーステーション」 筑紫野市杉塚三丁目3番 10号	筑紫農業協同組合	H30. 4. 1

訪問介護	4071503306	ヘルパーステーション 和心 大牟田市明治町三丁目 1 - 40	株式会社和心隊	H30. 4.30
"	4071801338	有限会社桐山ヘルパース テーションほほえみ 飯塚市横田66番地の5 三木ビル	有限会社桐山ヘルパース テーションほほえみ	H30. 4.30
"	4073301501	ヘルパーステーション しらゆり 宗像 宗像市東郷五丁目5-5 伊之坂ハイツ103号室	株式会社 百合	H30. 4.30
"	4075100950	けやき公園通りヘルパー ステーション 遠賀郡岡垣町公園通り一 丁目13番1号	株式会社ストーリア	H30. 4.30
"	4071803383	ヘルパーステーション 紫苑 飯塚市花瀬469番地20	株式会社気乃花	H30. 5. 1
訪問入浴 介護	4077500041	うきは市デイサービスセ ンター うきは市浮羽町古川718番 地2	社会福祉法人うきは市社 会福祉協議会	Н30. 4. 3
通所介護	4073600910	ライズトレーニングセン ター古賀 古賀市天神一丁目3-14	- 有限会社ひかり	H30. 4.30
"	4075100976	けやき公園通りデイサー ビスセンター 遠賀郡岡垣町公園通り一 丁目13番1号	株式会社ストーリア	H30. 4.30
"	4079400109	高齢者生活福祉センター くぬぎの里 田川郡福智町神崎1056番 地の114	- 社会福祉法人日王福祉会	H30. 4.30

福祉用具	4071803367	有限会社 アキモト酸素 健康介護福祉事業部 有限会社アキモト酸素		H30. 4.30	
貸与	10,100000,	飯塚市川津95-131			
		福祉用具K i yo		H30. 4.30	
"	4072601729	行橋市下稗田1602番地59	株式会社タカキヨ		
特定福祉用具販売	4071803367	有限会社 アキモト酸素 健康介護福祉事業部	有限会社アキモト酸素	H30. 4.30	
		飯塚市川津95-131			
	4072601729	福祉用具K i yo		H30. 4.30	
"		行橋市下稗田1602番地59	株式会社タカキヨ		
		ı		<u> </u>	

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第1号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成30年5月18日

サービス の種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
介護予防	4064490222	訪問看護ステーションメ ンタップ	株式会社リカバリーサポ	H30. 4. 1
訪問看護	1001130222	大牟田市久福木22番地4	— F	
		訪問看護ステーション る・る・ル		H30. 4. 1
"	4065690242	田川市伊田79番地1MK ハイツ伊田IC-10	株式会社る・る・ル	
	4062590106	はーと・なう訪問看護ス テーション		H30. 4. 1
"		大川市酒見96番地1 セントラル陽光ビル301	NPO法人はーとへるぷ	

介護予防訪問看護	4061690121	訪問看護ステーションあ さひ 春日市天神山三丁目108番 地 宮崎荘201号室	株式会社フライト	H30. 4. 1
"	4060590074	はなえみ訪問看護ステー ション 福津市若木台四丁目13番 11号	・シースプリング株式会社	H30. 4. 1
"	4060590082	福津訪問看護ステーション福津市畦町440番地の8	一合同会社ウェルネス	H30. 4. 1
"	4060690114	訪問看護センター阿部 宗像市日の里五丁目1番 地17	- 合同会社福岡在宅看護総 合センター	H30. 5. 1
"	くおーれ訪問看護ステー ション 4065790109 嘉麻市山野135番地137 コーポカトレアA号室		株式会社TANAKA	H30. 5. 1
"	4060490333	すこやか 訪問看護ステ ーション 糟屋郡宇美町障子岳南二 丁目22番10号	株式会社ハート・ビート	H30. 5. 1
介護予防 通所リハ ビリテー ション	4056180127	介護老人保健施設 すず らん 遠賀郡遠賀町木守字江の 上1189番地	医療法人健愛会健愛記念病院	H30. 4. 1
介護予防 短期入所 生活介護	4072500723	特別養護老人ホーム 木 もれ日苑 大川市中木室934番地	社会福祉法人 高邦福祉 会	H30. 4. 1
"	4073201438	特別養護老人ホーム悠生 園ユニット 大野城市中二丁目5番5 号	社会福祉法人悠生会	H30. 4. 1
"	4078700772	常照苑短期入所生活介護 みやま市高田町上楠田 1237	社会福祉法人 光輪会	H30. 4. 1

介護予防 短期入所 生活介護	4073001515	ショートたんたん 筑紫野市美咲1023番地 2	社会福祉法人みらい	H30. 5 . 1
"	4075400517	ショートステイ さくら庵 鞍手郡鞍手町中山2226番 地1	株式会社リーベ介護サー ビス	H30. 5. 1
介護予防 短期入所 療養介護	4056180127	介護老人保健施設 すずらん 遠賀郡遠賀町木守字江の 上1189番地	医療法人健愛会健愛記念病院	H30. 4. 1
介護予防 福祉用具 貸与	4072601802	太陽シルバーサービス株 式会社 行橋営業所 行橋市流末1327番地	太陽シルバーサービス株 式会社	H30. 4. 1
"	4073700827	合同会社K-スタイル 筑紫郡那珂川町片縄北三 丁目11-31	合同会社K – スタイル	H30. 4 . 1
特定介護 予防福祉 用具販売	4072601802	太陽シルバーサービス株 式会社 行橋営業所 行橋市流末1327番地	太陽シルバーサービス株 式会社	H30. 4. 1
"	4073700827	合同会社K-スタイル 筑紫郡那珂川町片縄北三 丁目11-31	合同会社K-スタイル	H30. 4. 1

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

サービス の種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日	
介護予防 訪問入浴	4077500041	うきは市デイサービスセ ンター	社会福祉法人うきは市社	1120 4 2	
介護	4077300041	うきは市浮羽町古川718番 地2	会福祉協議会	H30. 4. 3	
介護予防 福祉用具	佛电人进行划 电光切		有限会社アキモト酸素	H30. 4.30	
貸与		飯塚市川津95-131			
		福祉用具K i yo			
407260172		行橋市下稗田1602番地59	株式会社タカキヨ	H30. 4.30	
特定介護予防福祉	4071803367	有限会社 アキモト酸素 健康介護福祉事業部	有限会社アキモト酸素	H30. 4.30	
用具販売		飯塚市川津95-131			
	4072601729	福祉用具K i yo			
"		行橋市下稗田1602番地59	株式会社タカキヨ	H30. 4.30	

公告

総合特別区域法(平成23年法律第81号)第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
九州シロキ株式会社	北九州市八幡東区大字 前田字洞岡2142番地の 1	平成 30 年 5 月 1 日	平成33年4月30日まで

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模

汨

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年5月2日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ホームプラザナフコ 八女インター店
- (2) 所在地 八女市蒲原字植初543-1 ほか
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称				住 所
株式会社ナフコ	代表取締役	深町	勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称				住 所
株式会社ナフコ	代表取締役	深町	勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
 - 平成31年1月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 9.539平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)				
建物南側	187				
合計	187				

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北東側	20
合計	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南西側	102
合計	102

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物南西側	51.80
合計	51.80

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前7時00分~午後9時00分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分~午後9時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
2箇所	建物南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前8時00分~午後8時00分

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する

平成30年5月18日

汨

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 サニー前原店
- (2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ・路外駐車場(500㎡以上)で料金を徴収する施設のため、事前に市に駐車場法第 12条の変更の届出を行うこと。また、管理規定が変更になる場合は、変更後10日 以内に同法第13条第4項の届出を市に行うこと。
 - ・高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の特定路外駐車場に該当するため、同法第12条第2項の変更の届出を事前に市に行うこと。
 - ・福岡県福祉のまちづくり条例の特定まちづくり施設に該当するため、同条例第17 条第1項の変更の届出をあらかじめ市に行うこと。

歩行者の通行の利便の確保等

・工事車両の出入か所については、歩行者の安全確保のため交通整理を徹底すること。

防災・防犯対策への協力

・新規駐車場出入口の交通安全対策、防犯対策のため、照明灯の設置に努めること

騒音の発生に係る事項

・近隣住民から騒音に関する苦情が出た場合、誠実に対応すること。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年5月18日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 サニー前原店
- (2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか20市町村の平成30年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	小倉南区 沼緑町二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、 沼本町二丁目・三丁目、葛原東一丁目・二丁目・五丁目、大字沼、沼新町一丁目・二丁目・三丁目、葛原高松一丁目、葛原本町四丁目・五丁目・六丁目の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目の各一部及 び御開二丁目・三丁目	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
福岡市	西区 愛宕二丁目の一部 早良区 飯倉六丁目の一部	,
大牟田市	大字手鎌の一部、健老町	"
直方市	大字植木の一部	"
田川市	大字夏吉・大字川宮・大字伊田・大字伊加 利・大字伊登の各一部	"

Ш	
正り)
2	
CT.)
出计	ζ
1	۰
-	
_	

柳川市	矢加部、立石、金納、蒲生	"
大川市	一木、津、小保の一部	"
行橋市	西宮市五丁目の一部	"
小郡市	横隈・力武・三沢の各一部	"
春日市	光町、宝町、大和町	"
古賀市	谷山の一部	"
宮若市	四郎丸・山口の各一部	"
みやま市	瀬高下庄の一部	"
糟屋郡新宮町	三代の一部	"
田川郡香春町	大字鏡山の一部	"
田川郡添田町	大字添田の一部	"
田川郡糸田町	田川郡糸田町 打越・下糸田の各一部	
田川郡大任町 大行事・今任原の各一部		"
田川郡赤村 大字赤の一部		"
京都郡みやこ町 節丸・光冨・上原・吉岡・綾野・下原の各一 部		"
築上郡上毛町	"	

上穂波東土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和 24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏		名	,	住		
中	野	敏	次	飯塚市長尾496番地1		
上	野	和	幸	飯塚市平塚691番地		
三	好.	忠	司	飯塚市長尾1055番地2		
大	塚		勝	飯塚市長尾1081番地		

吉 村	博文	飯塚市長尾763番地1			
大 熊	眞	飯塚市阿恵124番地5			
藤井	憲明	飯塚市阿恵151番地			
藤井	清稔	飯塚市阿恵2209番地			
大 庭	廣 策	飯塚市平塚164番地 2			
吉 浦	法 保	飯塚市平塚93番地1			

2 退任監事

氏 名	住		
吉 村 政 範	飯塚市平塚685番地		
大 熊 和 信	飯塚市阿恵206番地		
古 江 登	飯塚市長尾1236番地1		

3 就任理事

J	天	1	Ä	住	所			
中	野	敏	次	飯塚市長尾496番地 1				
上	野	和	幸	飯塚市平塚691番地				
Ξ	好	忠	司	飯塚市長尾1055番地2	飯塚市長尾1055番地2			
大	屋	知	之	飯塚市長尾757番地1				
大	庭	秀	和	飯塚市長尾491番地				
大	庭	廣	策	飯塚市平塚164番地 2				
上	野	信	治	飯塚市平塚683番地				
大	熊		眞	飯塚市阿恵124番地5				
藤	井	清	稔	飯塚市阿恵2209番地				
藤	井	憲	明	飯塚市阿恵151番地				

4 就任監事

氏 名	住所
梶 嶋 信 之	飯塚市平塚237番地
野 上 彰 夫	飯塚市長尾769番地
弓 削 義 勝	飯塚市阿恵243番地

大川紅粉屋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
井 口 好 秋	大川市大字紅粉屋306番地1
乗 富 日登士	柳川市間1629番地 1
山 田 幸 春	大川市大字紅粉屋460番地2
井 口 志登巳	大川市大字紅粉屋250番地2
井 口 幸 吉	大川市大字紅粉屋303番地1
横田博文	大川市大字一木457番地5
龍 昭二	大川市大字新田1423番地
龍幹	大川市大字新田1368番地
龍 正勝	大川市大字新田818番地
山口豊彦	大川市大字新田359番地1
井 口 勉	大川市大字紅粉屋296番地
江 﨑 鉄 舟	大川市大字紅粉屋406番地2
井 口 昭 信	大川市大字紅粉屋148番地
井 口 四 郎	大川市大字紅粉屋454番地2
井 口 昭 德	大川市大字紅粉屋455番地2
本木啓司	柳川市間1618番地 1
梅﨑定夫	柳川市間1924番地
梅崎和弘	柳川市七ツ家487番地

2 退任監事

氏	名	住 所
江 﨑 久	男	大川市大字紅粉屋324番地1
井口尊	徳	大川市大字紅粉屋279番地

Ц	1	田	光	昭	大川市大字紅粉屋700番地

3 就任理事

氏 名	住
龍 靖 男	大川市大字新田1429番地
井 口 清 春	大川市大字紅粉屋189番地1
井口四郎	大川市大字紅粉屋454番地2
井口幸二	大川市大字紅粉屋281番地
井 口 幸 吉	大川市大字紅粉屋303番地1
横田博文	大川市大字一木457番地5
龍 孝 浩	大川市大字新田801番地
山口豊彦	大川市大字新田359番地1
龍 勉	大川市大字紅粉屋350番地3
井 口 勉	大川市大字紅粉屋296番地
井 口 克 行	大川市大字紅粉屋156番地
梅崎弘明	大川市大字紅粉屋644番地3
山田幸春	大川市大字紅粉屋460番地2
梅崎和弘	柳川市七ツ家487番地
乗 富 日登士	柳川市間1629番地 1
本木啓司	柳川市間1618番地 1

4 就任監事

氏 名	住	所	
山 田 光 昭	大川市大字紅粉屋700番地		
江 﨑 久 男	大川市大字紅粉屋324番地1		
江 﨑 鉄 舟	大川市大字紅粉屋406番地2		

公告

大川東部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和 24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月18日

沮

1

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

E	E	名	5	住	所
宮	﨑		泉	大川市大字下牟田口987番地	
福	Щ	義	信	大川市大字大橋207番地3	
宮	原	九小	州男	大川市大字中木室693番地12	
田	中	範	昭	大川市大字下牟田口404番地1	
宮	原		洋	大川市大字下木佐木153番地	
柿	添	英	幸	大川市大字下木佐木293番地	
宮	崎	達	Ξ	大川市大字下牟田口646番地	
田	中	邦	雄	大川市大字下牟田口1501番地1	
野		能	男	大川市大字下牟田口1558番地	
枝	光	勝	博	大川市大字下牟田口1475番地1	
宮	﨑	政	行	大川市大字下牟田口1190番地3	
杉		政	直	三潴郡大木町大字上牟田口579番地1	

2 退任監事

氏	名	住	所
柿 添	博文	大川市大字下木佐木299番地1	
後藤	孝一	大川市大字下牟田口1356番地1	
田中	健 吾	大川市大字下牟田口459番地	

3 就任理事

氏	名	Í	住	近
福山	義	信	大川市大字大橋207番地3	
田中	範	昭	大川市大字下牟田口404番地1	
枝 光	勝	博	大川市大字下牟田口1475番地1	
柏原	康	博	大川市大字中木室806番地2,807番地1,の1	
宮 原		洋	大川市大字下木佐木153番地	
柿 添	展	宏	大川市大字下木佐木291番地	
田中	邦	雄	大川市大字下牟田口1501番地1	

田	中	秀	隆	大川市大字下牟田口467番地 2
後	藤	孝	_	大川市大字下牟田口1356番地1
宮	﨑		武	大川市大字下牟田口1053番地2
宮	﨑	博	巳	大川市大字下牟田口889番地
Щ	城	都	行	三潴郡大木町大字上牟田口1300番地

4 就任監事

氏		名	住	
柿	添 博	文	大川市大字下木佐木299番地1	
宮	崎 達	三	大川市大字下牟田口646番地	
野	口	信	大川市大字下牟田口1649番地 1	

公告

大木町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏	名	住	所
石 橋	榮	久留米市城島町江上本1897番地	

2 就任理事

J	E	名	住	所
池	田	英 昭	三潴郡大木町大字笹渕738番地	
Л	村	豊	三潴郡大木町大字上木佐木638番地	

公告

大和町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月18日

汩

1 退任理事

E	E	ŕ	4	住 所	
髙	П	重	實	柳川市大和町豊原258番地	
佐	藤	哲	郎	柳川市大和町塩塚1140番地2	
平	田	泰	造	柳川市大和町塩塚498番地	
白	谷	或	義	柳川市大和町明野584番地3	
齊	藤	誠	夫	柳川市大和町栄448番地	
堤		勝	彦	柳川市大和町皿垣開88番地1	
平	Ш	洋	照	柳川市大和町栄1123番地1	
西	田		浩	柳川市大和町皿垣開944番地	
塩	塚	康	彦	柳川市大和町皿垣開2477番地	
西	田	文	博	柳川市大和町皿垣開1481番地	
髙	椋	E	臣	柳川市大和町中島2503番地	
坂	井	年	博	柳川市大和町中島2400番地	
津	留	眞	弓	柳川市大和町六合1605番地	
藤	木	孝	博	柳川市大和町六合474番地2	

2 退任監事

氏	名	住	所
松 藤	稔	柳川市大和町鷹ノ尾1272番地1	
西 田	克 已	柳川市大和町中島1405番地	
田中	一喜	柳川市大和町六合771番地	

3 就任理事

氏 名	住
髙 田 克 彦	柳川市大和町徳益613番地
佐 藤 哲 郎	柳川市大和町塩塚1140番地 2
三小田 由 勝	柳川市大和町塩塚332番地3
田 中 満 義	柳川市大和町明野779番地
齊 藤 誠 夫	柳川市大和町栄448番地
堤 勝彦	柳川市大和町皿垣開88番地1

平	Ш	洋	照	柳川市大和町栄1123番地1
西	田		浩	柳川市大和町皿垣開944番地
松	藤	善	人	柳川市大和町皿垣開1777番地
西	田	文	博	柳川市大和町皿垣開1481番地
平	Ш	義	信	柳川市大和町鷹ノ尾172番地1
坂	井	年	博	柳川市大和町中島2400番地
米	田	秀	俊	柳川市大和町六合920番地
藤	木	孝	博	柳川市大和町六合474番地 2

4 就任監事

氏 名	住 所
石 川 政 則	柳川市大和町栄1499番地
成 清 和 幸	柳川市大和町中島1290番地
田中一喜	柳川市大和町六合771番地

公告

柳川北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和 24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住所
伊藤法博	柳川市上宮永町618番地1
横山隆美	柳川市佃町943番地
山田善治	柳川市矢留本町483番地3
山 田 秋 夫	柳川市佃町730番地
田中徹郎	柳川市佃町1224番地1
中 島 加津斎	柳川市佃町1576 · 1577番地合併
山 田 紀 磨	柳川市下宮永町1016番地2
山田武生	柳川市下宮永町794番地

汨

公告

Щ	田	正 路	柳川市下宮永町904番地
Щ	田	政 已	柳川市弥四郎町343番地1
黒	田	冨美男	柳川市吉富町120番地

2 退任監事

氏 名		住所	
松本源	次柳	市上宮永町915番地2	
古賀英	治柳川	市吉富町230番地	
江口崇	彦柳	市佃町357番地1	

3 就任理事

氏	名	住	所
伊 藤	法 博	柳川市上宮永町618番地1	
横山	隆美	柳川市佃町943番地	
山田	善治	柳川市矢留本町483番地3	
田中	徹 郎	柳川市佃町1224番地1	
中 島	加津斎	柳川市佃町1576・1577番地合併	
山田	紀 磨	柳川市下宮永町1016番地2	
堤	庫吉	柳川市下宮永町1039番地3	
山田	武 生	柳川市下宮永町794番地	
山田	正 路	柳川市下宮永町904番地	
山田	政 已	柳川市弥四郎町343番地1	
黒 田	冨美男	柳川市吉富町120番地	
松本	直己	柳川市吉富町218番地1	

4 就任監事

氏 名	住
江 口 崇 彦	柳川市佃町357番地1
古賀英治	柳川市吉富町230番地
伊藤 一 広	柳川市上宮永町559番地1

ア 原 ル

三橋南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律 第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏	名	住	所	
木下	秀 昭	柳川市三橋町棚町875番地1		

公告

山門郡三橋・瀬高土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住
目 野 一 男	柳川市三橋町百町738番地1

公告

八女市土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏	名	住
ЛПП	誠二	八女市国武464番地
中島	一 敏	八女市柳瀬244番地
西江	正 行	八女市本2984番地
政次	博 充	八女市川犬1458番地
内田	行 彦	八女市平361番地

	大	塚		豪	八女市新庄7番地2
	丸	林	英	敏	八女市緒王384番地
	松	延	房	實	八女市高塚419番地
	甲斐	田		泰	八女市矢原317番地1
	城	後	公	_	八女市鵜池84番地2
	Ξ	角	勝	彦	八女市立野53番地2
	末	廣		勝	八女市蒲原1400番地3
	橋	爪	德	雄	八女市吉田978番地
	野	上	正	秀	八女市本755番地 2
	稲	員	稔	成	八女市宅間田484番地 2
	松	本	茂	吉	八女市祈祷院313番地 1
	牛	島	康	博	八女市津江442番地
2	退任	監	事		
Γ					

氏	名	住 所
星野	卓 視	八女市光203番地
溝 尻	修	八女市宅間田474番地
古家	司	八女市新庄1204番地3

3 就任理事

氏 名	住	所
川口誠二	八女市国武464番地	
甲斐田泰	八女市矢原317番地1	
野上正秀	八女市本755番地 2	
角修	八女市川犬1104番地2	
池松三男	八女市新庄1692番地	
服部忠道	八女市新庄774番地	
末﨑宏実	八女市緒玉42番地	
松崎敏幸	八女市酒井田853番地	
松尾茂光	八女市柳瀬616番地	
江 上 久一郎	八女市鵜池1095番地	

三	角	俊	治	八女市立野14番地2				
末	廣	勝	次	八女市蒲原1399番地				
稲	員	稔	成	八女市宅間田484番地2				
橋	爪	德	雄	八女市吉田978番地				
面	江	忠	行	八女市本2990番地1				
松	本	茂	吉	八女市祈祷院313番地 1				
牛	島	康	博	八女市津江442番地				

4 就任監事

氏	名	住所					
上村	洋治	八女市本2845番地					
内 田	光彦	八女市平105番地 1					
中 島	文 久	八女市柳瀬407番地2					

公告

行橋市御清水池土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24 年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏	名	住所
白 藤	吉 章	行橋市大字下崎1094番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

平成30年5月18日

小郡市上岩田字東前牟田522番8、525番6及び525番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市井上681-1第2住宅83号

田之上 智彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 筑紫郡那珂川町大字山田字寺山田488番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡市南区柳河内二丁目1番28-204号

山口 陽平

山口 美穂

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 筑後市大字蔵数字大谷515番1の一部及び515番4並びに字長原田328番1の一部、 328番26及び339番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 筑後市大字山ノ井898番地 筑後市

筑後市長 西田 正治

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定に基づき開催される第233回 福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成30年5月18日

福岡県知事 小川 洋

1 日時

平成30年5月29日 14時00分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町9番15号福岡県中小企業振興センター 401会議室

3 予定議案

福岡広域都市計画道路の変更(福岡県決定)について

4 報告事項

都市計画道路の見直しについて

5 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を 交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の 場合は抽選となることがある。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定に基づき、平成30年3月11日執行の福岡県議会議員補欠選挙(嘉麻市選挙区)における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成30年5月18日

福岡県選挙管理委員会委員長藤井克已

28

ΠÞ

 α

6

大 坪 路子 平成30年3月19日
 属 出納責任者氏名
 小 林 直 樹

 | 級生誌多細年月日
 平成30年3月26日
 \mathbb{E} EFFFFFFFFF EEE EEE 林 直 樹 成30年4月24日 EEE 1, 219, 215 | 2, 527, 976 | 3, 747, 191 | 722, 400 | 0 | 722, 400 | 912, 000 | 273, 000 | 273, 000 | 261, 792 | 687, 684 | 2, 812 | 303, 581 | 33,676 53, 431 527, 976 527, 976 0000 6,677,800 ζ, ć, 属 出納責任者氏名 (嘉麻市選挙区) (法定選挙運動費用額) 出件屋選集信通刷告具糧泊举合事会等合言 國智貴費費費費費費費費費費費費費費費 "真是是信油刷告具糧泊"等合事会 轉發場實費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 市 市 市 抽 抽 抽 1110 1110 1110 出件屋選集信通刷告具糧泊 пп пп 選挙の種類 平成30年3月11日執行 福岡県議会議員補欠選挙 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 報告書の要旨 通交印広文食休雑 支人家 通交印広文食休雑 今指総 通交印広文食休雑 今前総 支人家 今前総 支人家 EEE EEE 2,500,000 円 EEE \mathbb{E} 1, 052, 791 | 2, 500, 000 | 3, 552, 791 | 0 0 0 0 500,000 2,500,000 1,052,791 (寄附額) (寄附額) (寄附額) (職業) (職業) (職業) 支出のうち公費負担相当額 支出のうち公費負担相当額 収 入 主たる寄附 (氏名・団体名) 収 入 主たる寄附 (氏名・団体名) 収 入 主たる寄附 (氏名・団体名) 1110 1110 1110 抽 抽 抽 - の他の寄附-その他の寄附 その他の収入 その他の寄附 その他の収入 пп 回回 327 今前総 今指総 今前総

쁖

Ø

빤

ع

삒

621,000 円 65,556 円 65,556 円 0 円 100,000 円 12,576 円	674, 132 円 2, 394 円 54, 360 円 0 円 61, 523 円	2, 091, 573 円 0 円 2, 091, 573 円	金 額 370,000円	氏名 大 塚 軍 治 :月日 平成30年3月29日	0 D D D D D D D D D D D D D D D D D D D		110,000 円 2,091,573 円 2,201,573 円
大人 兩	5 告具糧泊具費費費費	कोट कोट कोट □ □		由 民 主 党 出納責任者氏 1まで 報告書受理年月	出 件 費 屋 費 (課举事務所費	通交印広文食休摊信簿即告具糧泊合品即告具糧治治學數數實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實實	
支人家 通交印	H 広文食休雑	今 指 総		自 月27日	支人家	通交印広文食休雑	今 指 総
(寄附額) 1,000,000 円	721, 573 円	1,721,573 円 0 円 1,721,573 円	項目	3 所属党派自 3月15日から平成30年3月27日	(寄附籍)	110,000 円	110,000 円 1,721,573 円 1,831,573 円
収 入 主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) 自由民主党福岡県第八選挙区支部	その他の客所 その他の収入	· 一直 《 一	支出のうち公費負担相当額ポスターの	No.5 候補者氏名 小 田 忍 5 第2回報告分 期間 平成30年3月	収 入 主たる寄附 (氏名・団体名) (職業)	その他の者所その他の収入	中 中 市 本 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市

平成30年5月18日 金

雑 報

公告

平成30年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように追加募集する。 平成30年5月18日

福岡県農業大学校長 川 口 進

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜 (施設野菜)	2名程度
花き (施設花き)	2 石柱及

- 2 研修期間
- (1) 研修期間 平成30年8月から平成31年3月まで
- (2) 研修開始 平成30年8月1日
- 3 対象者
- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農(農業生産法人への就職を含む)を志す者。 ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする
- (3) 心身ともに健康で、講義の受講や実習に支障のない者。
- 4 募集日程
- (1) 受付期間
 - ア 受付期間は、平成30年6月1日(金曜日)から平成30年6月21日(木曜日)まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。
 - イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成30年6月21日(木曜日)まで の消印のあるものに限り受け付ける。
- (2) 面接日

平成30年7月2日 (月曜日)

(3) 研修生の決定

平成30年7月6日(金曜日)

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 技術習得研修受講申込書
- (2) 下記のうちいずれかの書類
 - 1) 就農計画書(新規就農を志す者)
 - 2) 営農計画書(就農して間もない者、または品目転換を志す者)
 - 3) 就職計画書(研修修了後、農業法人に就職を志す者)
- 6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、 審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通 知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出 荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講
- 8 個人情報の取り扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校(郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129) 又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室(郵便番号812-8577 福岡市博 多区東公園 7 番 7 号 電話092-643-3495)

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる